

# 群馬大学医学部附属病院緩和ケアチーム内規

平成 20. 5. 13 制定  
改正 平成 21. 2. 10 平成 21. 6. 9  
平成 22. 4. 1 平成 26. 4. 1  
平成 30. 4. 1

## (趣 旨)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院緩和ケアセンター内規第 12 条の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院緩和ケアチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

第 2 条 緩和ケアチームは、がん及びその他の疾患について、患者とその家族が苦痛なく質の高い療養生活が過ごせるような緩和ケアの提供体制を整備することを目的とする。

## (業 務)

第 3 条 緩和ケアチームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 緩和ケア実施計画書等の作成
- (2) 緩和ケアに関する相談
- (3) 緩和ケアに関する診察及び実施状況の確認
- (4) 病棟スタッフへの指導及び助言
- (5) 緩和ケアに関するデータの収集及び分析
- (6) その他緩和ケアに関すること。

## (組 織)

第 4 条 緩和ケアチームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 緩和ケアセンター長
- (2) 緩和ケアセンター副センター長
- (3) 精神科神経科教員 若干人
- (4) 麻酔科蘇生科教員 若干人
- (5) 腫瘍センター長
- (6) リハビリテーション部から選出された者 1 人
- (7) 薬剤部から選出された者 若干人
- (8) がん看護専門看護師 若干人
- (9) 緩和ケア認定看護師 若干人
- (10) ソーシャルワーカー 1 人
- (11) 臨床心理士 若干人
- (12) 管理栄養士 若干人
- (13) 医事課から選出された者 1 人

## (カンファレンス)

第5条 緩和ケアチームは、原則として週1回のカンファレンスを開催する。

2 緩和ケアセンター長が必要と認めたときは、構成員以外の者をカンファレンスに出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 緩和ケアチームの事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、緩和ケアチームの運営に関して必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この内規は、平成20年5月13日から施行する。

2 群馬大学医学部附属病院緩和ケア診療ワーキンググループ内規(平成17年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。